

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300509001	30年5月9日	30年6月12日	30年7月23日	散弾銃の12番、20番のライフル銃銃身についての規制改革	ライフル銃は火薬燃焼の圧力に耐える金属薬莖を使い、口径が小さく空気抵抗の少ない弾頭を回転させて発射させることで、射程距離が長くなっています。ライフル銃の所持に制限を設けることは、威力が強く、弾が遠くまで届く銃を、適正に扱えるかという部分だと思えます。弾頭をプラスチック製のサボットで包んだ弾(サボット弾)を撃つため、銃身にライフル銃を刻んだ銃身を持つ銃(サボット銃)があります。種別ではサボット銃は散弾銃であり、ライフル銃には区分はされていません。日本では銃砲刀剣類所持等取締法の第五条の二 4項1号で、ライフル銃を「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるもの」と定義しています。このため、サボット銃を日本で所持する場合、ライフル銃を半分割る必要があります。このような規制があるのは、世界で唯一、日本だけです。種々の発射の仕組みを考えると、サボット銃の銃身にフルライフルでもハーフライフルでも、発射する弾が同じであれば、威力はほとんど変わらないと思われまます。威力が大幅に変わるという根拠がありましたら、法によって規制する園に、物理的な根拠を提示して欲しいです。ハーフライフル銃身、フルライフル銃身と弾速計があれば計測可能です。威力がほとんど変わらないのであれば、ライフル銃を半分割り、銃の種類を分ける意味はないのではないのでしょうか。ハーフライフルといふ規格に適合させるため、海外から銃を輸入する過程で、サボット銃からライフル銃を削るコストがかかり、鳥獣害防止の役割を担う猟銃所持者、特にライフル銃を所持できない銃所持10年未満の者は、割高な商品を買わざるを得ません。サボット弾は弾頭の直径が大きく、重量もあるため落下しやすいです。また、ライフル銃のツイストも緩く、ライフル銃に食い込む部分がプラスチックであるため、物理的、空力学的にライフルほどの射程にはなりません。散弾銃の12番の弾は直径が約16mm、20番は約15mmと大きいため、ライフル弾が使われたら、ライフル銃として売られている銃のライフル銃を削って登録するようなことはありません。口径の12番、20番のサボット銃については、銃身のすべてにライフル銃があっても散弾銃とするよう、規制の改革を望みます	個人	警察庁	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)第5条の2第4項において、ライフル銃は「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう」としています。また、同項では、ライフル銃の所持に関する許可条件を、猟銃や空気銃等の銃砲刀剣類一般に関する基準よりも更に加重しており、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者等一定の要件を満たす者でなければライフル銃の所持許可を受けることはできないこととしています。	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項	対応不可	銃砲の規制は我が国の良好な治安の根幹をなすものであり、銃砲の所持許可や更新については、厳格な規制が必要であると考えています。特に、ライフル銃は、腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えている等の構造を有することにより、命中精度及び致傷効果が著しく優れており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力及び威力が極めて強大であることから、その社会的危険性に鑑みて、社会生活上必要な限度にその所持を制限することが必要であり、銃刀法上、通常の銃砲よりも許可条件が加重される必要があります。したがって、御指摘の「口径の12番、20番のサボット銃」であって、銃腔全体に腔旋を有するものについても、現行の銃刀法第5条の2第4項に規定するライフル銃に該当する猟銃であることから、これが凶器として犯罪に使用された場合における社会的危険性に鑑みて、危害予防の観点から、同項に規定するライフル銃に該当しない扱いとすることは困難です。	
300616001	30年6月16日	30年7月9日	30年8月24日	原付2種の二輪車を原付1種として利用可能とする規制緩和	■前提 本提案に関連する提案が先になされているため提示致します http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/siryu02/item11.pdf 番号9 原動機付自転車1種(排気量50cc未満)の時速30km制限の撤廃について 引用 原動機付自転車の危険認知速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が約2.5%と、30キロメートル毎時以下の死亡事故率である約0.8%を約3.1倍も上回る結果 「国民に気軽に乗れる二輪車」として、その運転免許を取得するのに技能試験を要しないこととし、法定速度も30キロメートル毎時とした ■提案 現行規制の時速30kmが、「気軽に原付自転車を利用する人」のための安全制への配慮ということであれば、原付1種、2種自転車にかかわらず、自動二輪免許等保持者以外(第1種原付免許、普通自動車免許のみ)が、時速30kmの規制を守れば良いのであり、免許制度上で排気量が50cc未満を第1種原付、125cc未満を第2種原付とする、性能に応じた区分を設けることは無意味ではないでしょうか。 1)原付1種免許のみ、普通自動車免許のみ保持—原付1種、2種自転車にのれる が最高速度は時速30km 2)自動二輪免許保持者—原付1種、2種自転車どちらも時速30km以上走行可能 昨今、自動車の環境性能への要求が高まる中、二輪メーカーが原付1種の生産においてコスト吸収が困難になり、原付1種機種を原付2種としてモデルチェンジする動きも出てきました。逆に言えば、免許制度上で排気量を基準にしてしまっているがために、メーカーがそれに対応するために生産性の低い機種を生産しなければならないという現状があります。たとえば、宅配に活用されているホンダのジャイロキヤンピーは現行では原付1種ですが、上記提案の緩和がなされれば、原付2種モデルが発売されたとしても、原付1種・普通自動車免許のみの保持者も従来通りの利用ができ、自動二輪免許保持者にとっては、よりその性能を享受できることとなります。産業側としても受け入れやすいのではないのでしょうか。 原付2種機種が今より普及すれば、環境性能も増すことで環境保全にも、また、メーカーの生産性も高まることで、国内の経済にも寄与するのではないのでしょうか。	個人	警察庁	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下である原動機付自転車の運転には原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)が必要とされています。原付免許は、16歳以上の人であれば取得することができ、取得に当たっては適性試験及び学科試験が必要とされています。また、原動機付自転車について、道路標識等により最高速度が指定されていない、高速自動車国道以外の道路を通行する場合の最高速度(以下「最高速度」という。)は、30km毎時とされています。 普通自動車の運転には、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)が必要とされています。普通免許は、16歳以上の人であれば取得することができ、取得に当たっては適性試験、学科試験及び技能試験が必要とされています。 総排気量が50cc超125cc以下又は定格出力が0.6kW超1kW以下の原動機を有する二輪車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)上、普通自動二輪車(以下「普通二輪車」という。)に該当し、その運転には普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)が必要とされています。普通二輪免許も16歳以上の人であれば取得することができますが、取得に当たっては、適性試験及び学科試験に加え、技能試験も必要とされています。また、普通二輪車の最高速度は、60km毎時とされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条、第3条、第85条、第88条及び第97条、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2、第2条及び第24条	対応不可	自動車の運転は、それ自体危険を伴う行為であることから、事故態様や車両特性等に応じて必要とされる運転技能等に照らし、運転免許が区分されています。また、運転免許を取得するための運転免許試験については、免許の種類ごとに定められており、免許の種類に対応する運転免許試験に合格した者が、当該種類の運転免許を取得することができます。原動機付自転車免許の取得に当たっては、適性試験及び学科試験に合格する必要があります。また、普通自動車免許の取得に当たっては、適性試験及び学科試験に加え、普通自動二輪車を安全に運転することができる能力を判定する技能試験が実施され、これらに合格する必要があります。そして、普通自動二輪車免許の取得に当たっては、適性試験及び学科試験に加え、普通自動二輪車を安全に運転することができる能力を判定する技能試験が実施され、これらに合格する必要があります。原動機付自転車免許又は普通自動車免許を取得しているもの、普通自動二輪免許を取得していない者は、たとえ30km毎時を超えない速度で走行するとしても、普通自動二輪車を安全に運転することができる能力を有すると判定されていないことから、ご提案のような対応は困難であると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300726001	30年7月26日	30年8月9日	30年9月26日	料亭における風俗法規制の見直し	<p>現在、料亭は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風俗法」という。)第二条第一項第二号により、風俗法の規制の対象とされています。</p> <p>元来の「風俗」の意味は、ある時代や社会、地域や階層に特徴的にみられる、日常生活の特色や世相などを表すきたりや風習のことですが、性的サービスを提供する性産業を「性風俗」や「風俗」と称し、マスコミ等によりその意味で用いられ、社会的にも広く認知されています。</p> <p>風俗＝性産業と認識されている状況で、料亭が風俗法において規制されていることは、望ましくないことであると考えます。</p> <p>また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本のおもてなしを誇るに当たり、料亭においても有名人材を確保し、体系的なサービスを確立していきたいと思えます。しかし、風俗法の規制対象である「料亭」で働くことに抵抗があるということが、有名人材確保の妨げとなっています。</p> <p>料亭は、素材の味を活かした洗練された料理を味わうだけでなく、見た目や雰囲気等、五感で愉しみ、器・美術品・日本庭園・芸妓・邦楽等の日本文化を堪能できる、おもてなし文化が凝縮されている場所です。</p> <p>「料亭」の明確な基準が現在はありませんが、ある一定の条件を満たしている日本料理店を「料亭」と定義し、認定された料亭に限り、風俗法の提案を除外していただけることを嘆願いたします。</p>	特定非営利活動法人日本料理アカデミー	警察庁	<p>風俗法は、「キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」を風俗営業として許可の対象とし、所要の規制を設けています。こうした営業については、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得る一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあることから、名称のいかんを問わず、規制の対象としているものです。</p> <p>御指摘の「料亭」が、「客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」であれば、風俗営業に当たることとなります。</p>	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律122号)第2条第1項第1号	対応不可	<p>和食とおもてなしが素晴らしい日本文化であることは理解しており、また、風俗法の許可を受けて営む料亭の多くが、長年、同法の規制の下で、健全な営業を継続していることも承知しております。しかしながら、一定の条件を満たす料亭を風俗法の適用除外とする御提案については、料亭の定義や健全性の基準をどのように定めれば実効的な区別ができるのかという課題が生じることに加え、悪質な営業者が健全な料亭を統って規制対象外となった上で、不適切な営業を行うことも予想されます。実際、健全な料亭とそれ以外の営業を実効ある形で区別することは難しく、一部の業者とはいえ、依然として売春等の風俗事犯が後を絶たないことなどに鑑み、一部の料亭を規制対象から外すことは困難と考えております。なお、御提案の冒頭に記載されていますが、風俗法は、「料亭」を規制しているのではなく、「客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」を規制しているものであり、従って、接待を伴わない料亭は、一般的に風俗営業ではなく、通常の飲食店営業に当たります。</p> <p>風俗営業の名称については、法律上、風俗法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業は「接待飲食等営業」という名称で規定しており、許可証にも「料理店」又は「接待飲食店」を明記するなど所要の配慮を行っているところですが、性を売り物とする「性風俗関連特殊営業」と混同されることのないよう、引き続き周知を行っています。</p> <p>※本件の根拠法令は、「風俗法第2条第1項第2号」ではなく、「風俗法第2条第1項第1号」です。</p>	
300912016	30年9月12日	30年10月11日	30年11月27日	犯罪収益移転防止法関連 ①税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	<p>税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。</p> <p>【提案理由】 ○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただくといった負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニとの対応が異なることは顧客の理解を得られない。 ○税金・公金・公共料金の支払いがキャッシュ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○2013年度以降の要望を提出した際、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれがないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納にはそうしたおそれがないからこそ取引記録の保存が不要となっていると考えられ、銀行が取り扱う場合にそのおそれがあるとするのは不合理である。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条</p>	対応不可	<p>国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品(取引原資)が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレーサを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われている、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金・公共料金の収納における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300912017	30年9月12日	30年10月11日	30年11月27日	犯罪収益移転防止法関連 ②「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に関する取引の拡充	<p>以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。</p> <p>(a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い</p> <p>【提案理由】 ○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。</p> <p>(a) 受験料の支払い 「入学金・授業料等に該当するものは、「入学金・授業料と同時に支払われるもの」とされ、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払日も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に関わらないこととなれば、受験機会を奪うことになる。 (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 「専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたっては都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考えられる。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られない。また、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い 大学等が代金回収業者に入学金・授業料等の受領を委託しているケースについては、大学等への直接の支払いでないことから「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当しない。代金回収業者を経由した大学等への支払いであっても、入学金・授業料であることが確認できれば、マネー・ローンダリングのリスクは直接支払う場合と同様である。 代金回収業者の有無により本人確認書類の要否が分かれることは顧客の理解を得られない。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条	(a) 対応不可 (b) 対応不可 (c) 事実確認	(a) 入学金、授業料のほかこれらと同時に支払われる各種保険料、寄付金などを「その他これらに類するもの」として簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程にある学齢児童及び学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編成され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提とし、学校がこれらを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためです。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払いが行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払いに係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、申込者の実在性が担保されています。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、申込者の実在性が担保されていないことから、取引時確認対象取引から除外することはできません。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考えております。 (c) 大学等への入学金、授業料等の支払が代金回収業者を経由して行われる場合であっても、金融機関等において、納付書等の記載により当該支払が大学等への入学金、授業料等の支払であることを確認できるのであれば、規則第4条第1項第7号二の簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に該当すると考えられます。	
300912018	30年9月12日	30年10月11日	30年11月27日	犯罪収益移転防止法関連 ③成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	<p>成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による被後見人等の取引時確認を不要とする。または、被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合の転送不要郵便による追加確認を不要とする。</p> <p>【提案理由】 ○成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人(以下、成年後見人等)が、被後見人等高等の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。 ○被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合、転送不要郵便等による追加確認が必要となる。 ○しかし、被後見人等が入院や施設に入居していることにより転送不要郵便等が返送されてしまい、口座開設ができないケースがある。被後見人等の財産管理に支障をきたしており、銀行窓口にて成年後見人等からの苦情が寄せられるケースもある。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認は完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としても問題ないと考えられる。 ○昨年度要望に対し、警察庁より「代理人が行う特定取引によって転送する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、(中略)特定取引とは別の時点で行われた成年後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできない」との回答があったが、家庭裁判所が代理権を付与することが適当だと認めない者が成年後見人等に選定されており、登記事項証明書があれば、郵送による追加確認までを求めると必要はないと考えられる。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁	犯罪収益移転防止法第4条第1項・第4項 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号	犯罪収益移転防止法第4条第1項・第4項 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号	対応不可	マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって転送する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、特定取引とは別の時点で行われた後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできません。 また、家庭裁判所による成年後見人等の選任手続については、法令上の定めがなく、家庭裁判所の運用に任されているものと認識しております。 したがって、銀行による成年後見人等の取引時確認を不要とすることはできません。 また、犯罪収益移転防止法は、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人の本人特定事項の確認を、代理人から一定の本人確認書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示を受けする方法により行う場合、当該本人確認書類の提示のみでは証明力が不足し、かつ、成年後見人等が、成年後見人等の名前を利用して取引を行うおそれがある場合が想定しうることから、顧客等の住居に宛てて転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を義務付けています。登記事項証明書は一を限り発行又は発給された本人確認書類ではなく、提示のみでは証明力が不足することから、転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を省略することはできません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300916001	30年9月16日	30年10月11日	30年11月27日	自動二輪免許保持者は原付一種自転車における各種制限を受けないこととする規制緩和	<p>■本提案と関連する、過去の提案は以下の通りです(提案1) https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/siryou2/tem11.pdf 原動機付自転車1種(排気量50cc未満)の時速30km制限の撤廃について(提案2) http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/siryou2/30_keisatsu.pdf 原付2種の二輪車を原付1種として利用可能とする規制緩和</p> <p>■提案 自動二輪免許保持者は、原付一種自転車(以下、原付バイクとします)乗車時に、最高時速30km、二段階右折等の制限を受けないこととする規制緩和の提案を致します。</p> <p>原付バイクの速度制限は、(提案1)への回答にあるとおり、技能試験が不要で気軽になれることとし、安全への配慮のため速度制限を課しています。技能試験を経て安全に運転する能力があると判定されている自動二輪免許保持者に、この速度制限を課するのは不合理ではないでしょうか。 (国内で販売されるほとんどの原付バイクは30km毎時を超えて走行する能力を有しますが、保安基準の検討はあると思います)</p> <p>■提案の理由1 本提案が実施されることで、自動二輪免許を取得すれば、わざわざ速度制限を超えて走行するために原付バイクの買い替えをする必要もなくなるので、原付バイクの使い勝手が良くなり便利になります。 原付一種免許保持者が原付バイクの速度制限を解消するために指導を受け、訓練することで安全に運転する能力を身につけるならば、社会全体の交通安全にも寄与するのではないのでしょうか。</p> <p>■提案の理由2 自動二輪免許保持者は原付一種の速度制限を嫌って、上位の二輪車を選択します。しかし、家庭内で車両を共有する場合は、免許の有無がネックになります。 例)バイクは夫専用(自動二輪免許保持)、クルマは夫妻共有、など</p> <p>本提案が実施されることで、自動二輪免許保持者にとっては速度制限の不便さを解消されるので原付バイクを選択しやすくなり、その家族も車両を共有でき、活用できます。 原付バイクの共有性、利用頻度が増すことで、省エネルギー、低炭素社会に結びつくのではないのでしょうか。</p>	個人	警察庁	<p>総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下である原動機付自転車の運転には原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)が必要とされています。原付免許は、16歳以上の人であれば取得することができ、取得に当たっては適性試験及び学科試験が必要とされています。また、原動機付自転車について、道路標識等により最高速度が指定されていない、高速自動車国道以外の道路を走行する場合の最高速度(以下「最高速度」という。))は、30km毎時とされています。</p> <p>他方、総排気量が50cc超125cc以下又は定格出力が0.6kW超1kW以下の原動機を有する二輪車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)上、普通自動二輪車(以下「普通二輪車」という。)に該当し、その運転には普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)が必要とされています。普通二輪免許も16歳以上の人であれば取得することができますが、取得に当たっては、適性試験及び学科試験に加え、技能試験も必要とされています。また、普通二輪車の最高速度は、60km毎時とされています。</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条、第3条、第34条、第88条及び第97条、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2、第2条及び第24条</p>	対応不可	<p>原動機付自転車には、最高速度、二段階右折、第二通行帯を通行できない等、自動二輪車とは異なる通行方法の定めがあります。 この通行方法は原動機付自転車の運転者の義務であると同時に、他の交通主体が原動機付自転車に対して予測する通行方法でもあります。</p> <p>外見上は原動機付自転車であるにもかかわらず、運転者が自動二輪免許を受けているときは原動機付自転車と異なる通行方法を許容するとなれば、他の交通主体からみて、その通行、挙動に関する予測を困難にし、それによって道路交通の危険が生じたり、違法行為との通報がなされたりなどの問題が生じることとなります。</p> <p>以上の理由から、御提案のような対応は困難であると考えています。</p>	
300927015	30年9月27日	30年11月11日	30年11月27日	リース取引のストラクチャーに用いるSPC(ペーパーカンパニー)向けの引当金引当額を削減すること	<p>【具体的内容】 リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。</p> <p>【提案理由】 リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッター(もしくは資金拠出者)となる場合において、SPC向け親子ローンでPC向け融資の取引時確認の対象となることになっており、親子ローンが「ハイリスク取引」や「怪しい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」(2018年6月)において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討を開始すること。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁 金融庁	<p>貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付け内容を内容とする契約の締結については、犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項の「簡単な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければならない。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項</p>	検討を予定	<p>貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付け内容を内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や貸金業法の制度趣旨を踏まえながら、結論を得てまいります。</p>	◎
300927016	30年9月27日	30年11月11日	30年11月27日	犯罪収益移転防止法の取引時確認について	<p>【具体的内容】 ファイナンス・リース取引の相手方が法人で、契約場所が当該法人の事務所となる場合に、取引担当者の取引時確認を免除すること。</p> <p>【提案理由】 ・当該法人の事務所等契約を締結する際に、相手方の取引担当者は、当該法人の取引の任にあつていることは明確であり、取引確認書類の提示を求めるとは、極めて不合理である。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁 経済産業省	<p>ファイナンス・リース取引の相手方が法人で、かつ、当該法人の取引の任にあつていない者(取引担当者)が当該法人の事務所等契約を締結する場合、ファイナンス・リース会社は、当該法人及び当該取引担当者の両方について、本人特定事項の確認を行わなければならない。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項、第2項</p>	対応不可	<p>マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動するものであるかが不明瞭な場合が多いため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、法人の取引担当者が当該法人の事務所等契約することをもって、取引時確認を免除することはできません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928144	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	駐車規制緩和について	駅前及び繁華街、都心におけるコンビニエンスストア配達車両の駐車規制を緩和していただきたい。過去の緩和では、「集配車両及び軽貨物が駐車できる箇所を増やすこと」の規制緩和が行われてきた。コンビニエンスストア配達車両の駐車規制緩和についてもご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができることとされています。	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項	現行制度下で対応可能	違法駐車を始めとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであること、一定の駐車規制は必要不可欠です。 一方で、物流業務は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、現在、警察庁においては、「トラック・バス・タクシーの働き方改革(直直に取り組む施策)」(平成29年8月28日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」の推進について(平成30年2月20日付け警察庁内規発第3号)を発出し、安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲で貨物集配中の車両(コンビニエンスストア配達車両を含みます。)の駐車を可能とする駐車規制の見直しを行うよう、都道府県警察に指示しています。	
300928147	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	自動車免許に関する規制について	現状の専用納品車は、2車であるもののワイド車であるため、普通免許取得だけでは運転できず、中型免許取得が必要となっている。中型免許取得は緩和されたが、人手不足の解消にはつながらない。現状の普通免許にて専用納品車の運転が可能となれば、人手不足の解消につながり、運転者の負担軽減につながるため、ご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	現行の道路交通法においては、車両総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満の自動車(軽自動車)を運転する場合には普通免許、車両総重量7.5トン未満かつ最大積載量4.5トン未満の自動車(普通自動車)を運転する場合には準中型免許、車両総重量11トン未満かつ最大積載量6.5トン未満の自動車を運転する場合には中型免許、車両総重量等がそれより重い自動車を運転する場合には大型免許が必要とされています。 また、普通免許及び準中型免許については18歳以上で取得可能とされている一方、中型免許については20歳以上で普通免許等を2年以上保有していること、大型免許については21歳以上で普通免許等を3年以上保有していることが取得の要件とされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条、第85条第1項及び第2項、第88条第1項、第96条、第97条、第98条第1項、第99条、第100条第1項、第101条第1項、第102条第1項、第103条第1項、第104条第1項、第105条第1項、第106条第1項、第107条第1項、第108条第1項、第109条第1項、第110条第1項、第111条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第126条第1項、第127条第1項、第128条第1項、第129条第1項、第130条第1項、第131条第1項、第132条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第135条第1項、第136条第1項、第137条第1項、第138条第1項、第139条第1項、第140条第1項、第141条第1項、第142条第1項、第143条第1項、第144条第1項、第145条第1項、第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項、第149条第1項、第150条第1項、第151条第1項、第152条第1項、第153条第1項、第154条第1項、第155条第1項、第156条第1項、第157条第1項、第158条第1項、第159条第1項、第160条第1項、第161条第1項、第162条第1項、第163条第1項、第164条第1項、第165条第1項、第166条第1項、第167条第1項、第168条第1項、第169条第1項、第170条第1項、第171条第1項、第172条第1項、第173条第1項、第174条第1項、第175条第1項、第176条第1項、第177条第1項、第178条第1項、第179条第1項、第180条第1項、第181条第1項、第182条第1項、第183条第1項、第184条第1項、第185条第1項、第186条第1項、第187条第1項、第188条第1項、第189条第1項、第190条第1項、第191条第1項、第192条第1項、第193条第1項、第194条第1項、第195条第1項、第196条第1項、第197条第1項、第198条第1項、第199条第1項、第200条第1項、第201条第1項、第202条第1項、第203条第1項、第204条第1項、第205条第1項、第206条第1項、第207条第1項、第208条第1項、第209条第1項、第210条第1項、第211条第1項、第212条第1項、第213条第1項、第214条第1項、第215条第1項、第216条第1項、第217条第1項、第218条第1項、第219条第1項、第220条第1項、第221条第1項、第222条第1項、第223条第1項、第224条第1項、第225条第1項、第226条第1項、第227条第1項、第228条第1項、第229条第1項、第230条第1項、第231条第1項、第232条第1項、第233条第1項、第234条第1項、第235条第1項、第236条第1項、第237条第1項、第238条第1項、第239条第1項、第240条第1項、第241条第1項、第242条第1項、第243条第1項、第244条第1項、第245条第1項、第246条第1項、第247条第1項、第248条第1項、第249条第1項、第250条第1項、第251条第1項、第252条第1項、第253条第1項、第254条第1項、第255条第1項、第256条第1項、第257条第1項、第258条第1項、第259条第1項、第260条第1項、第261条第1項、第262条第1項、第263条第1項、第264条第1項、第265条第1項、第266条第1項、第267条第1項、第268条第1項、第269条第1項、第270条第1項、第271条第1項、第272条第1項、第273条第1項、第274条第1項、第275条第1項、第276条第1項、第277条第1項、第278条第1項、第279条第1項、第280条第1項、第281条第1項、第282条第1項、第283条第1項、第284条第1項、第285条第1項、第286条第1項、第287条第1項、第288条第1項、第289条第1項、第290条第1項、第291条第1項、第292条第1項、第293条第1項、第294条第1項、第295条第1項、第296条第1項、第297条第1項、第298条第1項、第299条第1項、第300条第1項、第301条第1項、第302条第1項、第303条第1項、第304条第1項、第305条第1項、第306条第1項、第307条第1項、第308条第1項、第309条第1項、第310条第1項、第311条第1項、第312条第1項、第313条第1項、第314条第1項、第315条第1項、第316条第1項、第317条第1項、第318条第1項、第319条第1項、第320条第1項、第321条第1項、第322条第1項、第323条第1項、第324条第1項、第325条第1項、第326条第1項、第327条第1項、第328条第1項、第329条第1項、第330条第1項、第331条第1項、第332条第1項、第333条第1項、第334条第1項、第335条第1項、第336条第1項、第337条第1項、第338条第1項、第339条第1項、第340条第1項、第341条第1項、第342条第1項、第343条第1項、第344条第1項、第345条第1項、第346条第1項、第347条第1項、第348条第1項、第349条第1項、第350条第1項、第351条第1項、第352条第1項、第353条第1項、第354条第1項、第355条第1項、第356条第1項、第357条第1項、第358条第1項、第359条第1項、第360条第1項、第361条第1項、第362条第1項、第363条第1項、第364条第1項、第365条第1項、第366条第1項、第367条第1項、第368条第1項、第369条第1項、第370条第1項、第371条第1項、第372条第1項、第373条第1項、第374条第1項、第375条第1項、第376条第1項、第377条第1項、第378条第1項、第379条第1項、第380条第1項、第381条第1項、第382条第1項、第383条第1項、第384条第1項、第385条第1項、第386条第1項、第387条第1項、第388条第1項、第389条第1項、第390条第1項、第391条第1項、第392条第1項、第393条第1項、第394条第1項、第395条第1項、第396条第1項、第397条第1項、第398条第1項、第399条第1項、第400条第1項、第401条第1項、第402条第1項、第403条第1項、第404条第1項、第405条第1項、第406条第1項、第407条第1項、第408条第1項、第409条第1項、第410条第1項、第411条第1項、第412条第1項、第413条第1項、第414条第1項、第415条第1項、第416条第1項、第417条第1項、第418条第1項、第419条第1項、第420条第1項、第421条第1項、第422条第1項、第423条第1項、第424条第1項、第425条第1項、第426条第1項、第427条第1項、第428条第1項、第429条第1項、第430条第1項、第431条第1項、第432条第1項、第433条第1項、第434条第1項、第435条第1項、第436条第1項、第437条第1項、第438条第1項、第439条第1項、第440条第1項、第441条第1項、第442条第1項、第443条第1項、第444条第1項、第445条第1項、第446条第1項、第447条第1項、第448条第1項、第449条第1項、第450条第1項、第451条第1項、第452条第1項、第453条第1項、第454条第1項、第455条第1項、第456条第1項、第457条第1項、第458条第1項、第459条第1項、第460条第1項、第461条第1項、第462条第1項、第463条第1項、第464条第1項、第465条第1項、第466条第1項、第467条第1項、第468条第1項、第469条第1項、第470条第1項、第471条第1項、第472条第1項、第473条第1項、第474条第1項、第475条第1項、第476条第1項、第477条第1項、第478条第1項、第479条第1項、第480条第1項、第481条第1項、第482条第1項、第483条第1項、第484条第1項、第485条第1項、第486条第1項、第487条第1項、第488条第1項、第489条第1項、第490条第1項、第491条第1項、第492条第1項、第493条第1項、第494条第1項、第495条第1項、第496条第1項、第497条第1項、第498条第1項、第499条第1項、第500条第1項、第501条第1項、第502条第1項、第503条第1項、第504条第1項、第505条第1項、第506条第1項、第507条第1項、第508条第1項、第509条第1項、第510条第1項、第511条第1項、第512条第1項、第513条第1項、第514条第1項、第515条第1項、第516条第1項、第517条第1項、第518条第1項、第519条第1項、第520条第1項、第521条第1項、第522条第1項、第523条第1項、第524条第1項、第525条第1項、第526条第1項、第527条第1項、第528条第1項、第529条第1項、第530条第1項、第531条第1項、第532条第1項、第533条第1項、第534条第1項、第535条第1項、第536条第1項、第537条第1項、第538条第1項、第539条第1項、第540条第1項、第541条第1項、第542条第1項、第543条第1項、第544条第1項、第545条第1項、第546条第1項、第547条第1項、第548条第1項、第549条第1項、第550条第1項、第551条第1項、第552条第1項、第553条第1項、第554条第1項、第555条第1項、第556条第1項、第557条第1項、第558条第1項、第559条第1項、第560条第1項、第561条第1項、第562条第1項、第563条第1項、第564条第1項、第565条第1項、第566条第1項、第567条第1項、第568条第1項、第569条第1項、第570条第1項、第571条第1項、第572条第1項、第573条第1項、第574条第1項、第575条第1項、第576条第1項、第577条第1項、第578条第1項、第579条第1項、第580条第1項、第581条第1項、第582条第1項、第583条第1項、第584条第1項、第585条第1項、第586条第1項、第587条第1項、第588条第1項、第589条第1項、第590条第1項、第591条第1項、第592条第1項、第593条第1項、第594条第1項、第595条第1項、第596条第1項、第597条第1項、第598条第1項、第599条第1項、第600条第1項、第601条第1項、第602条第1項、第603条第1項、第604条第1項、第605条第1項、第606条第1項、第607条第1項、第608条第1項、第609条第1項、第610条第1項、第611条第1項、第612条第1項、第613条第1項、第614条第1項、第615条第1項、第616条第1項、第617条第1項、第618条第1項、第619条第1項、第620条第1項、第621条第1項、第622条第1項、第623条第1項、第624条第1項、第625条第1項、第626条第1項、第627条第1項、第628条第1項、第629条第1項、第630条第1項、第631条第1項、第632条第1項、第633条第1項、第634条第1項、第635条第1項、第636条第1項、第637条第1項、第638条第1項、第639条第1項、第640条第1項、第641条第1項、第642条第1項、第643条第1項、第644条第1項、第645条第1項、第646条第1項、第647条第1項、第648条第1項、第649条第1項、第650条第1項、第651条第1項、第652条第1項、第653条第1項、第654条第1項、第655条第1項、第656条第1項、第657条第1項、第658条第1項、第659条第1項、第660条第1項、第661条第1項、第662条第1項、第663条第1項、第664条第1項、第665条第1項、第666条第1項、第667条第1項、第668条第1項、第669条第1項、第670条第1項、第671条第1項、第672条第1項、第673条第1項、第674条第1項、第675条第1項、第676条第1項、第677条第1項、第678条第1項、第679条第1項、第680条第1項、第681条第1項、第682条第1項、第683条第1項、第684条第1項、第685条第1項、第686条第1項、第687条第1項、第688条第1項、第689条第1項、第690条第1項、第691条第1項、第692条第1項、第693条第1項、第694条第1項、第695条第1項、第696条第1項、第697条第1項、第698条第1項、第699条第1項、第700条第1項、第701条第1項、第702条第1項、第703条第1項、第704条第1項、第705条第1項、第706条第1項、第707条第1項、第708条第1項、第709条第1項、第710条第1項、第711条第1項、第712条第1項、第713条第1項、第714条第1項、第715条第1項、第716条第1項、第717条第1項、第718条第1項、第719条第1項、第720条第1項、第721条第1項、第722条第1項、第723条第1項、第724条第1項、第725条第1項、第726条第1項、第727条第1項、第728条第1項、第729条第1項、第730条第1項、第731条第1項、第732条第1項、第733条第1項、第734条第1項、第735条第1項、第736条第1項、第737条第1項、第738条第1項、第739条第1項、第740条第1項、第741条第1項、第742条第1項、第743条第1項、第744条第1項、第745条第1項、第746条第1項、第747条第1項、第748条第1項、第749条第1項、第750条第1項、第751条第1項、第752条第1項、第753条第1項、第754条第1項、第755条第1項、第756条第1項、第757条第1項、第758条第1項、第759条第1項、第760条第1項、第761条第1項、第762条第1項、第763条第1項、第764条第1項、第765条第1項、第766条第1項、第767条第1項、第768条第1項、第769条第1項、第770条第1項、第771条第1項、第772条第1項、第773条第1項、第774条第1項、第775条第1項、第776条第1項、第777条第1項、第778条第1項、第779条第1項、第780条第1項、第781条第1項、第782条第1項、第783条第1項、第784条第1項、第785条第1項、第786条第1項、第787条第1項、第788条第1項、第789条第1項、第790条第1項、第791条第1項、第792条第1項、第793条第1項、第794条第1項、第795条第1項、第796条第1項、第797条第1項、第798条第1項、第799条第1項、第800条第1項、第801条第1項、第802条第1項、第803条第1項、第804条第1項、第805条第1項、第806条第1項、第807条第1項、第808条第1項、第809条第1項、第810条第1項、第811条第1項、第812条第1項、第813条第1項、第814条第1項、第815条第1項、第816条第1項、第817条第1項、第818条第1項、第819条第1項、第820条第1項、第821条第1項、第822条第1項、第823条第1項、第824条第1項、第825条第1項、第826条第1項、第827条第1項、第828条第1項、第829条第1項、第830条第1項、第831条第1項、第832条第1項、第833条第1項、第834条第1項、第835条第1項、第836条第1項、第837条第1項、第838条第1項、第839条第1項、第840条第1項、第841条第1項、第842条第1項、第843条第1項、第844条第1項、第845条第1項、第846条第1項、第847条第1項、第848条第1項、第849条第1項、第850条第1項、第851条第1項、第852条第1項、第853条第1項、第854条第1項、第855条第1項、第856条第1項、第857条第1項、第858条第1項、第859条第1項、第860条第1項、第861条第1項、第862条第1項、第863条第1項、第864条第1項、第865条第1項、第866条第1項、第867条第1項、第868条第1項、第869条第1項、第870条第1項、第871条第1項、第872条第1項、第873条第1項、第874条第1項、第875条第1項、第876条第1項、第877条第1項、第878条第1項、第879条第1項、第880条第1項、第881条第1項、第882条第1項、第883条第1項、第884条第1項、第885条第1項、第886条第1項、第887条第1項、第888条第1項、第889条第1項、第890条第1項、第891条第1項、第892条第1項、第893条第1項、第894条第1項、第895条第1項、第896条第1項、第897条第1項、第898条第1項、第899条第1項、第900条第1項、第901条第1項、第902条第1項、第903条第1項、第904条第1項、第905条第1項、第906条第1項、第907条第1項、第908条第1項、第909条第1項、第910条第1項、第911条第1項、第912条第1項、第913条第1項、第914条第1項、第915条第1項、第916条第1項、第917条第1項、第918条第1項、第919条第1項、第920条第1項、第921条第1項、第922条第1項、第923条第1項、第924条第1項、第925条第1項、第926条第1項、第927条第1項、第928条第1項、第929条第1項、第930条第1項、第931条第1項、第932条第1項、第933条第1項、第934条第1項、第935条第1項、第936条第1項、第937条第1項、第938条第1項、第939条第1項、第940条第1項、第941条第1項、第942条第1項、第943条第1項、第944条第1項、第945条第1項、第946条第1項、第947条第1項、第948条第1項、第949条第1項、第950条第1項、第951条第1項、第952条第1項、第953条第1項、第954条第1項、第955条第1項、第956条第1項、第957条第1項、第958条第1項、第959条第1項、第960条第1項、第961条第1項、第962条第1項、第963条第1項、第964条第1項、第965条第1項、第966条第1項、第967条第1項、第968条第1項、第969条第1項、第970条第1項、第971条第1項、第972条第1項、第973条第1項、第974条第1項、第975条第1項、第976条第1項、第977条第1項、第978条第1項、第979条第1項、第980条第1項、第981条第1項、第982条第1項、第983条第1項、第984条第1項、第985条第1項、第986条第1項、第987条第1項、第988条第1項、第989条第1項、第990条第1項、第991条第1項、第992条第1項、第993条第1項、第994条第1項、第995条第1項、第996条第1項、第997条第1項、第998条第1項、第999条第1項、第1000条第1項、第1001条第1項、第1002条第1項、第1003条第1項、第1004条第1項、第1005条第1項、第1006条第1項、第1007条第1項、第1008条第1項、第1009条第1項、第1010条第1項、第1011条第1項、第1012条第1項、第1013条第1項、第1014条第1項、第1015条第1項、第1016条第1項、第1017条第1項、第1018条第1項、第1019条第1項、第1020条第1項、第1021条第1項、第1022条第1項、第1023条第1項、第1024条第1項、第1025条第1項、第1026条第1項、第1027条第1項、第1028条第1項、第1029条第1項、第1030条第1項、第1031条第1項、第1032条第1項、第1033条第1項、第1034条第1項、第1035条第1項、第1036条第1項、第1037条第1項、第1038条第1項、第1039条第1項、第1040条第1項、第1041条第1項、第1042条第1項、第1043条第1項、第1044条第1項、第1045条第1項、第1046条第1項、第1047条第1項、第1048条第1項、第1049条第1項、第1050条第1項、第1051条第1項、第1052条第1項、第1053条第1項、第1054条第1項、第1055条第1項、第1056条第1項、第1057条第1項、第1058条第1項、第1059条第1項、第1060条第1項、第1061条第1項、第1062条第1項、第1063条第1項、第1064条第1項、第1065条第1項、第1066条第1項、第1067条第1項、第1068条第1項、第1069条第1項、第1070条第1項、第1071条第1項、第1072条第1項、第1073条第1項、第1074条第1項、第1075条第1項、第1076条第1項、第1077条第1項、第1078条第1項、第1079条第1項、第1080条第1項、第1081条第1項、第1082条第1項、第1083条第1項、第1084条第1項、第1085条第1項、第1086条第1項、第1087条第1項、第1088条第1項、第1089条第1項、第1090条第1項、第1091条第1項、第1092条第1項、第1093条第1項、第1094条第1項、第1095条第1項、第1096条第1項、第1097条第1項、第1098条第1項、第1099条第1項、第1100条第1項、第1101条第1項、第1102条第1項、第1103条第1項、第1104条第1項、第1105条第1項、第1106条第1項、第1107条第1項、第1108条第1項、第1109条第1項、第1110条第1項、第1111条第1項、第1112条第1項、第1113条第1項、第1114条第1項、第1115条第1項、第1116条第1項、第1117条第1項、第1118条第1項、第1119条第1項、第1120条第1項、第1121条第1項、第1122条第1項、第1123条第1項、第1124条第1項、第1125条第1項、第1126条第1項、第1127条第1項、第1128条第1項、第1129条第1項、第1130条第1項、第1131条第1項、第1132条第1項、第1133条第1項、第1134条第1項、第1135条第1項、第1136条第1項、第1137条第1項、第1138条第1項、第1139条第1項、第1140条第1項、第1141条第1項、第1142条第1項、第1143条第1項、第1144条第1項、第1145条第1項、第1146条第1項、第1147条第1項、第1148条第1項、第1149条第1項、第1150条第1項、第1151条第1項、第1152条第1項、第1153条第1項、第1154条第1項、第1155条第1項、第1156条第1項、第1157条第1項、第1158条第1項、第1159条第1項、第1160条第1項、第1161条第1項、第1162条第1項、第1163条第1項、第1164条第1項、第1165条第1項、第1166条第1項、第1167条第1項、第1168条第1項、第1169条第1項、第1170条第1項、第1171条第1項、第1172条第1項、第1173条第1項、第1174条第1項、第1175条第1項、第1176条第1項、第1177条第1項、第1178条第1項、第1179条第1項、第1180条第1項、第1181条第1項、第1182条第1項、第1183条第1項、第1184条第1項、第1185条第1項、第1186条第1項、第1187条第1項、第1188条第1項、第1189条第1項、第1190条第1項、第1191条第1項、第1192条第1項、第1193条第1項、第1194条第1項、第1195条第1項、第1196条第1項、第1197条第1項、第1198条第1項、第1199条第1項、第1200条第1項、第1201条第1項、第1202条第1項、第1203条第1項、第1204条第1項、第1205条第1項、第1206条第1項、第1207条第1項、第1208条第1項、第1209条第1項、第1210条第1項、第1211条第1項、第1212条第1項、第1213条第1項、第1214条第1項、第1215条第1項、第1216条第1項、第1217条第1項、第1218条第1項、第1219条第1項、第1220条第1項、第1221条第1項、第1222条第1項、第1223条第1項、第1224条第1項、第1225条第1項、第1226条第1項、第1227条第1項、第1228条第1項、第1229条第1項、第1230条第1項、第1231条第1項、第1232条第1項、第1233条第1項、第1234条第1項、第1235条第1項、第1236条第1項、第1237条第1項、第1238条第1項、第1239条第1項、第1240条第1項、第1241条第1項、第1242条第1項、第1243条第1項、第1244条第1項、第1245条第1項、第1246条第1項、第1247条第1項、第1248条第1項、第1249条第1項、第1250条第1項、第1251条第1項、第1252条第1項、第1253条第1項、第1254条第1項、第1255条第1項、第1256条第1項、第1257条第1項、第1258条第1項、第1259条第1項、第1260条第1項、第1261条第1項、第1262条第1項、第1263条第1項、第1264条第1項、第1265条第1項、			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容と内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
301009002	30年10月9日	30年11月16日	30年12月18日	オンライン手続きにおける行政書士の取扱いについて	<p>オンライン手続きにおける利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続きの利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)において、各府省は、士業者が手続を代理する場合には、士業者が原本や添付書類を提出することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とすることを検討し、実施することとされている。</p> <p>しかし、国土交通省の宅地建物取引業申請、建設業申請、自動車登録申請、法務省の備化申請、在留許可申請など、行政書士の代表的な業務に関して、全く検討がされていない。</p> <p>特に、法務省においては、司法書士に対して登記関連の緩和措置を講じる検討のみが進められているが、上述の行政書士関連は全く検討されていないのである。この原因は、法務省が司法書士を所管しているのに対して、行政書士を所管しているのが総務省であることから、いわば身内ではないので、行政書士法に関する理解が十分でないためと考えられる。</p> <p>そこで、少なくとも上記手続きに関しては、行政書士に関して検討を進めるべきである。</p> <p>あわせて、総務省においては、行政手続きの国家資格者である行政書士に依頼する権利が国民にあることを、各府省に通知し、各府省における行政書士に対する理解を深めることで、オンライン手続きにおける行政書士制度の推進を図って頂きたい。</p>	個人	警察庁 総務省 法務省 国土交通省	<p>【法務省】 (国籍法関係) 備化申請は、申請者の備化意思を直接確認する必要があることから、「備化申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出席して、書面によつてしなければならない。」と規定されており、任意代理による申請は認められていません。</p> <p>(出入国管理及び難民認定法関係) 所属する行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た行政書士は、外国人本人に代わり申請を取り次ぐことができ、外国人本人が自ら出席して申請を行うことを要しません。</p> <p>【国土交通省】 <建設業申請> 建設業法第5条において一般建設業の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定めることにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣に、一つの都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業しようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書を提出しなければならない。また、建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていない。</p> <p><宅地建物取引業申請> 宅地建物取引業法第4条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置しようとする場合には国土交通大臣に、一の都道府県の区域内のみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合には当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、免許申請書を提出しなければならないとされています。また、宅建業免許については現在、申請の電子化がなされておりません。</p> <p><自動車登録申請> 自動車登録申請におけるオンライン手続である自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)では、自動車の登録手続、保管場所証明手続、自動車諸税に係る手続を一括して電子申請することが可能となっており、OSSで申請する場合には、原則、書面での原本の提示又は添付書類の提出は必要としておりません。</p> <p>なお、一部手続の添付書類については電子化されていないことから、書面での提出が必要となっております。</p>	<p>国籍法施行規則第2条第2項</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第61条9の3</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、第20条、第21条、第22条、第24条、第59条の6</p> <p><建設業申請> 建設業法第5条 建設業法施行規則第2条</p> <p><宅地建物取引業申請> 宅地建物取引業法第4条</p> <p><自動車登録申請> 自動車登録申請>現行制度下で対応可能(一部検討を予定)</p> <p>該当法令無し</p>	<p>【法務省】 (国籍法関係) 備化申請は、任意代理による申請は認められておらず、任意代理による申請の際に添付書類を省略するという御提案に対応することはできません。</p> <p>対応不可 (出入国管理及び難民認定法関係) (出入国管理及び難民認定法関係) 検討し着手</p> <p>【国土交通省】 <建設業申請> 建設業許可については現時点で申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン申請における士業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。</p> <p><自動車登録申請> 宅建業免許については現在、申請の電子化がなされていないため、ご指摘のオンライン申請における士業者による原本や添付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。</p> <p><自動車登録申請> OSSで申請する場合、原則、添付書類を電子化しオンラインで送付頂くことで、書面での原本の提示又は添付書類の提出は不要となります。</p> <p>なお、電子化されていない添付書類については、今後、添付書類の電子化に向け、その可能性について検討を行ってまいります。</p>		
301219001	30年12月19日	31年1月22日	31年2月28日	四輪自転車を普通自転車とする規制緩和	<p>現在、四輪自転車は一般的な普通自転車とは認められないため、自転車通行可の歩道でも車道を走らざるを得ません。これは、四輪自転車そのものが有用であっても運用上の理由で敬遠されることが予測され、メーカーによる製造・販売を抑制する一因にもなり得ます。四輪自転車を普通自転車とする規制緩和をお願いいたします。</p> <p>現在、前二輪・後二輪タイプのワゴンタイプの自転車は自転車メーカー各社から販売されていますが、降雪地帯では前輪が1輪だと、ハンドル操作の際、雪で前輪が横滑りし、バランスを失い転倒の原因となります。</p> <p>一方、前二輪・後一輪タイプは前輪の横滑りに強いのですが、後輪が一輪のため、雪でトラクションがからず、発進・進行が困難になります。</p> <p>降雪地帯ですと、操舵・進行・制動において優れた四輪自転車の需要が高いです。</p> <p>※前二輪・後一輪タイプ例 プリンス社:ミナ http://www.bsycycle.co.jp/items/bicycle/minna/</p> <p>※前二輪・後二輪タイプ例 http://www.bsycycle.co.jp/items/e-bicycle/assistwagon/</p> <p>補足 四輪自転車の規制が緩和されると、上記のミナの前輪とワゴンタイプの後輪を併せ持った形状のような自転車が開発されるのが予測されます。この場合、前方からの投影面積はミナを前方から見た場合と同様になり、正面の衝突安全性は同等と思われます。</p>	個人	警察庁	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第63条の3は、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものを「普通自転車」として定めおり、「普通自転車」は同法第63条の4に定められている場合には歩道を通行することが認められています。</p> <p>道路交通法(平成18年法律第79号)第23条において、特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に關し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこととなります。</p> <p>また、同法第23条第3項において、同帳簿は記載の日から三年間、保存しなければならない旨定められています。</p> <p>さらに、同法第23条第2項において、特例施設占有者は、保管物件が第9条第2項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しないときは、これを売却することができなくなっています。</p> <p>また、同法第37条第1項第2号において、物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は公告又は公告した後3箇月以内に遺失者が判明しない場合において、当該物件の所有権が特例施設占有者に帰属する旨定められています。</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条1項第11号の2、第63条の3、第63条の4 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の2</p> <p>検討を予定</p>	<p>軽車両の保安基準を満たしていることを前提に、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の2に定める基準に適合する四輪の自転車を普通自転車とするものについて、四輪自転車の構造、用途、用法、普及状況等を踏まえつつ、四輪自転車の歩道通行により歩行者の通行が著しく妨げられるおそれがないことをはじめ、交通の安全と円滑の確保の観点から平成31年度中に検討を開始し、結論を得ます。</p>		
310208021	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	特例施設占有制度における事業者の負担軽減	<p><提案内容と提案理由> 遺失物法に基づき、自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当する事業者は「特例施設占有者」と位置づけられる。特例施設占有者は、拾得者から交付を受けた物件や自ら拾得した物件について、当該物件に関する事項を警察署長に届け出ることにより、自ら保管することができる。</p> <p>膨大な数の遺失物が発生し警察での保管スペースも逼迫するなか、特定施設占有者は警察から自己保管の推進を求めているが、管理コストや保管スペースは警察・事業者ともに限界に達しつつある。また、特例施設占有者は、保管物件に関する事項を記載した帳簿を作成し、3年間保存しなければならないほか、帳簿の作成・記載・保存を怠った場合の罰則規定も存在するなど、システム改修や管理コストも新たに発生し、特例施設占有者制度の本来の目的である負担軽減とはほど遠い状況にある。</p> <p>また、特例施設占有者が保管する遺失物の中には、ビニール傘等の大量安価な物品や明らか拾得たとと思われる物件も含まれており、これらは他の物件に比べて遺失者への返還率が低く、重い義務や責任を負って自己保管を続ける意義に乏しいと考えられる。</p> <p>そこで、特例施設占有者の負担軽減を図る観点から、帳簿保管期間を1年に短縮するなどしたうえで、大量安価な物品については、拾得当初から所有権が放棄されたもののみとし、遺失物として取り扱わずに処分可能とすべきである。本要望の実現が困難であれば、遺失物の所有権について、売却時に特例施設占有者に移転すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	<p>遺失物法(平成18年法律第79号)第23条において、特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に關し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこととなります。</p> <p>また、同法第23条第3項において、同帳簿は記載の日から三年間、保存しなければならない旨定められています。</p> <p>さらに、同法第23条第2項において、特例施設占有者は、保管物件が第9条第2項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しないときは、これを売却することができなくなっています。</p> <p>また、同法第37条第1項第2号において、物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は公告又は公告した後3箇月以内に遺失者が判明しない場合において、当該物件の所有権が特例施設占有者に帰属する旨定められています。</p>	<p>遺失物法第20条、第23条、第37条、第42条、遺失物法施行規則第39条</p> <p>対応不可 一部 現行制度 下で対応可能</p>	<p>帳簿保存期間については、遺失者又は拾得者が特例施設占有者に対し、物件の取扱に関して、民法第709条に基づく損害賠償請求権を行使する場合における消滅時効等が3年であることを踏まえ、記載の日から3年間とする必要があると考えられます。また、傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物等であっても、遺失者の利益を考慮する必要があり、直ちに処分可能とすることは適切ではないと考えております。</p> <p>なお、遺失物の所有権については、同法第37条第1項第2号により、一定の場合において、特例施設占有者に帰属することとなっております。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項)
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310208022	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	警備員教育における新たな手法の取り入れと教育時間の緩和	<提案内容と提案理由> 警備業法に基づき、警備業者は自らの警備員に対して、警備員の区分(新任/現任)に応じた教育を行わなければならない。警備業界において、人手不足が深刻化し、生産性の向上が喫緊の課題となるなか、より効果的・効率的な教育を実施する必要がある。 そこで、eラーニングの導入による教育手法の合理化を図るとともに、一定の経験を有する者に対する基本教育の時間を緩和(警察官に加えて自衛隊や消防隊の出身者にも緩和対象を拡大)すべきである。 なお、経済産業省が所管する「グリーンゾーン解消制度」により、警備員指導教育責任者が講義の実施場所に常駐した場合であれば、受講者がeラーニング教材を視聴することで教育することが可能と明らかになった。本要望の前段は、これをさらに進めて、受講者本人による確実な講義の受講を担保したうえで、警備員指導教育責任者が常駐せずとも基本教育をeラーニングで実施することを求めるものである。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	警備業法第21条第2項 警備業法施行規則第36条	検討し着手	警備員教育の合理化等について所要の見直しを検討しているところです。		
310208023	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置基準の見直し	<提案内容と提案理由> 警備業法に基づき、高速自動車国道や自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合、当該業務を実施する場所毎に、交通誘導警備業務に係る1級または2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。 法文上は「1人以上」のため、都道府県の公安委員会の判断で複数名の配置を求められる場合もある。警備業界における人手不足に伴い、交通誘導警備員が不足するなか、必要な交通誘導警備員が確保できずにより工事が実施できない状況が発生している。 IoT(Internet of Things)やAI、ロボット等の新技術が登場するなか、既に交通誘導警備員の判断手法を搭載した交通誘導システムの試行運用が開始されている。このような技術動向に鑑み、検定合格警備員の配置基準を見直し、システムのみで完結できる環境を整備すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	警備業法第18条、同法第23条 警備員等の検定等に関する規則第2条	対応不可	左記の制度は、車両の通行等に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒、防止するとともに、事故が発生した場合は応急の救護等の所要の措置を講じる必要があることから設けられているものであり、これをシステムのみで行うことは困難であると考えられることから、御提案の見直しは困難です。		
310219004	31年2月15日	31年3月22日	31年4月24日	自動車保管場所の時間貸しの容認	【提案の具体的内容】 路上駐車等の違法駐車が発生しないよう対策を講じる場合には、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下、「法」)に基づき、ある自動車の保管場所として証明を受けた車庫等を、他の自動車に時間貸しすることが法上可能であることを明確にすべきである。 【提案理由】 法に基づき、ある自動車の保管場所として証明を受けた車庫等を、他の自動車に時間貸しすることが可能であるかどうかは法上明確になっていない。 これに関連して、平成16年4月20日159参 国土交通委員会11号において、警察庁交通局長(当時)は、公共の時間貸し駐車場について、「の駐車場所に十分なスペースがあり、かつ二十四時間営業であり、自動車の保有者がその自動車を使用しないときには必ずその駐車場内に駐車できるという場合には適正な保管場所として認めることができます」と発言している。そのため、例えば、レンタカーの稼働中に空いている車庫を時間貸しすること等についても、他の保管場所を用意すると、路上駐車等の違法駐車が発生しないよう対策を講じる場合には、現行法上可能であると考えられる。しかしながら、一部の都道府県警察は時間貸しの可否について明確な見解を示しておらず、そのことを理由に事業として時間貸しを始めることを躊躇する事業者もいる。 要望が実現すれば、自動車を一時的に駐車できるスペースが増えるため、運転者にとっての利便性向上に加えて、路上駐車や渋滞の抑制も期待できる。また、レンタカー会社など広い駐車スペースを有している事業者にとっても、事業資産の有効活用につながる。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)。以下「保管場所法」という。)第3条において、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第1条で定める要件を満たすものに限る。)を確保しなければならないこととされています。	現行制度下で対応可能	保管場所法第3条において、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないとされています。 この点、自動車の保有者が確保した保管場所を常時使用でき、道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用するおそれや違法に駐車することなどおそれがないなど、保管場所法の趣旨を没却することがないよう十分配慮し、当該自動車を運行の用に供していない間、確実に保管場所として使用することができる、確保した保管場所を他の自動車に時間貸しすることについて、保管場所法上の問題は生じない旨、平成19年6月の構造改革特区の第11次提案に対する回答において既に明らかにしていますが、御提案が具体的にどのような形で「確実に保管場所として使用することができる」と考えているのかお示しいただければ、それを踏まえて対応させていただきます。		
310217003	31年2月17日	31年3月22日	31年4月24日	自動二輪免許保持者は原付一種自転車における各種制限を受けないこととする規制緩和(その2)	本内容は、管理番号300916001について再考を依頼するものです。 上記管理番号の回答は、下記の通りとなっています。 > 外見上は原動機付自転車であるにもかかわらず、運転者が自動二輪免許を受けているときは原動機付自転車と異なる通行方法を許容するとすれば、他の交通主体から見て、その通行、挙動に関する予測を困難にし、それによって道路交通の危険が生じたり、違法行為との通報がなされたりするなどの問題が生じることとなります。 との事ですが、外見上有意な違いがあれば、他の交通主体から見て予測が容易となります。 すでに、第二種原動機付自転車については、フロントフェンダーに「V」及びリアに「△」をメーカー出荷時には表示しています。 上記表示を、自動二輪免許保持者が第一種原動機付自転車に乗車する場合に限り掲示を許可する事で、他の交通主体から見て挙動予測が容易になります。 上記方針により、運転者が自動二輪免許を受けているときは原動機付自転車と異なる通行方法を許容する事が可能となります。 > 検討をお願いいたします。	個人	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条、第3条、第22条及び第34条、道路交通法施行令(昭和35年政令第27号)第11条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2及び第2条	対応不可	御提案の前掲となっている表示は、一般ドライバーに広く知られているとは必ずしも言えず、また、遠目からの確認に経路があるため、他の交通主体による原動機付自転車の挙動に関する予測と結果の相違に起因する道路交通の危険を排除できないことから、前回回答したとおりの問題が生じることとなります。 なお、原動機付自転車は、一般的に、普通自動二輪車に比べて車体が軽量であり、高速で走行する際に安定しにくいといった特徴があります。平成30年中の原動機付自転車が第1当事者となる交通事故の発生状況を見ると、危険認知速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の発生率は、30キロメートル毎時以下の死亡事故の約2.8倍となっています。また、平成30年中の原動機付自転車が第1当事者となる交通事故で、危険認知速度が30キロメートル毎時超60キロメートル毎時以下だったものの死亡事故率は、50cc超～125cc以下の普通自動二輪車のものと比較して分析すると、30キロメートル毎時超40キロメートル毎時以下では1.5倍、40キロメートル毎時超50キロメートル毎時以下では1.7倍、50キロメートル毎時超60キロメートル毎時以下では1.3倍となっています。 以上を踏まえれば、普通自動二輪免許を持っていることをもって、原動機付自転車を自動二輪車と同じ通行方法で運転することを認めることは、交通の安全の確保の観点から不相当であり、御提案のような対応は困難であると考えられます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310227001	31年2月27日	31年3月22日	31年4月24日	「超高齢社会における道路交通法の改正提案」	・提案 運転免許保有者は自己申告により、『小型低速車両(20km/h未満)に限る』を免許の条件として設定できる。 ・提案理由 高齢者の免許返納が進まない中、低速によるリスクの少ない運転条件を設定することで高齢者の事故発生と発生時の被害損傷度を低減することが可能になる。自家用車以外に移動手段のない高齢者に対し、家族が安心して勧められる移動手段となりうる。 ・提案根拠 ①車両が20km/h以上の速度が出ない構造になっていること ②当該小型低速車両の走行エリアは「ゾーン30」等(例)とする。ただし、「ゾーン30」以外で必要とされるエリアや道路においては、地域の住民、自治体、管轄道路局、警察の合意により小型低速車両優先レーン等を設定する。(例えば道路標識やペイント等の標示により上記優先レーンの周知を促進する) ・備考 ①自賠責保険料の低額化(小型低速車両は衝突等による相手方への加害影響は比較的低い事から、自賠責保険の保険料を普通車種より低くする。一機持費の低減により利用を促進する) ②車両位置情報の受発信システムや、ジオフェンスによるエリア外走行や危険箇所への侵入を制限するシステム、または車車間通信による車両同士の急接近を警告・回避するシステムを導入することにより、高齢ドライバーの様々なリスクを低減させることができる。	ヤマハ発動機株式会社	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)では、都道府県公安委員会は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるときは、必要限度において、免許に、その者の免許に係る身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するに ついて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる」となっています。 現在、御提案のような、運転免許を受けた者が、運転免許に条件を付すことを都道府県公安委員会に申請する制度はありません。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第81条	その他	現在、警察庁では、「高齢運転者による交通事故防止対策について」(平成29年7月、交通対策本部決定)を踏まえ、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」の下に「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会を開催し、専門家からの意見聴取等を行いつつ、高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許の導入の可否を含め、高齢者の特性等に応じたきめ細かな運転免許制度の更なる見直しに向けた検討を進めているところである。 御提案の内容を含め、運転免許を受けた者が、都道府県公安委員会に対し、運転免許に条件を付すことを自主的に申請する制度の導入の可否については、様々な観点から検討が必要であり、前記分科会において適切に対応したいと考えています。 なお、仮に御提案の内容を具体化するすれば、自動車の速度が20キロメートル毎時以上出ないことについて何らかの制度的枠組又は制度的担保が構築される必要があると考えます。	